

「緊急経済対策」(13年4月6日 経済対策閣僚会議)(抜粋)

第2章 具体的施策

1. 金融再生と産業再生

(1) 金融機関の不良債権問題と企業の過剰債務問題の一体的解決

[1] 不良債権の抜本的なオフバランス化

1) 原則

(中略)

(イ) 債務者が中小企業の場合であっても、各企業の実態等も十分に踏まえつつ、企業の再建及びそれに伴う不良債権のオフバランス化に取り組むことを要請する。

4) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生の防止

各金融機関に対し、要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生の防止のための体制整備を求める。

「改革先行プログラム」(平成13年10月26日 経済対策閣僚会議)(抜粋)

第2章 具体的施策

(1) 証券市場・金融システムの構造改革

[2] 不良債権処理の強化と金融の活性化

イ 資金供給の円滑化

・民間及び政府系の金融機関に対し、中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化に努めるよう要請する(特別保証の償還期限時の取扱いを含む。)

(中略)

ハ RCC等による不良債権処理と企業再建

(中略)

・日本政策投資銀行、民間投資家、RCC等に対し、企業再建のためのファンドを設立し、またはこれに参加するよう要請する。ファンドは、厳格な再建計画が策定された企業の株式(債務の株式化により銀行等が取得したもの)等を買取り、再建計画の実現を図る。また、ファンドの早期設立に向けて、関係各機関等との連携を強化するとともに、日本政策投資銀行からの出資のために必要な財源手当てを講ずることとする。

(中略)

ニ オフバランス化にあたっての配慮

主要行の破綻懸念先以下の債権については、既存分は2年、新規発生分は3年以内にオフバランス化することとしているが、その際、以下の点に十分留意するよう改めて要請する。

・債務者企業の再建可能性を的確に見極め、再建可能な企業については、極力、再生の方向で取り組む。

・中小企業については、その特性も十分に考慮し、再生可能性、健全債権化について、キメ細かく的確な判断を行う。

・債務者企業の取引先である健全な中小企業の連鎖的な破綻を招かないよう十分に配慮する。

「早急に取り組むべきデフレ対応策」(平成14年2月27日発表)(抜粋)

4. 貸し渋り対策等

(1) 中小企業に対する資金供給の円滑化

民間金融機関からの資金供給の円滑化

不動産担保貸出を中心とする従来の融資に加え、無担保・無保証、迅速審査による事業者向け融資の創設等、これまでの金融機関にはない融資ノウハウを活用した新たな取組みを促進し、健全な中小企業に対する資金供給の一層の円滑化を図る。